

高第 3 3 3 号
令和 7 年 7 月 1 1 日

関係介護老人保健施設運営法人代表者 様
関係介護医療院運営法人代表者 様
関係（介護予防）短期入所療養介護事業所運営法人代表者 様
（岐阜市所管の施設・事業所を除く。）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和 7 年 8 月からの室料相当額控除の適用について（通知）

日頃は、県高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定に伴い、令和 7 年 8 月 1 日から、一定の要件を満たす多床室の介護老人保健施設、介護医療院及び（介護予防）短期入所療養介護事業所について、新たに室料相当額控除が適用されます。

については、対象となる施設・事業所におかれては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の関係書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 室料相当額控除の内容

基本報酬の所定単位数から室料相当額控除として▲ 2 6 単位／日

2 届出対象の施設等

届出項目	対象施設等
室料相当額控除 ※ 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「室料相当額控除」について「1 非該当」又は「2 該当」のいずれかにチェック	①介護老人保健施設 ・介護老人保健施設（「基本型」又は「在宅強化型」で多床室（注）） ・介護老人保健施設（「療養型」で多床室） ・介護老人保健施設（「その他型」で多床室） 【算定要件】 1 療養室における一人当たりの床面積（内法）が 8 ㎡以上。 2 令和 7 年 8 月から令和 9 年 7 月までの間は、令和 6 年度の実績において、「療養型」又は「その他型」として算定した月が 7 か月以上であること。 （注）「基本型」又は「在宅強化型」の施設は、特に 2 の要件に注意のこと。

願います。	②介護医療院 ・介護医療院（「Ⅱ型介護医療院」で多床室） ・介護医療院（「Ⅱ型特別介護医療院」で多床室） 【算定要件】 療養室における一人当たりの床面積（内法）が8㎡以上。 ③短期入所療養介護事業所 ・①又は②に付随する事業所（多床室） 【算定要件】 ①又は②を準用する。 ④介護予防短期入所療養介護事業所 ・①又は②に付随する事業所（多床室） 【算定要件】 ①又は②を準用する。
-------	--

※ 算定要件等の詳細については、別添の「令和7年8月からの室料相当額控除の適用について」（介護保険最新情報（Vol.1397））をご覧ください。

3 提出書類

- ・別紙2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（上記2の①から④）
- ・別紙1-1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（上記2の①から③）
- ・別紙1-2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（上記2の④）

※ 様式の掲載先（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8601.html>

4 提出期限

令和7年8月1日（金）（必着）

※ 届出がない場合、岐阜県国民健康保険団体連合会において返戻（エラー）となる可能性がありますので、「1 非該当」の場合であっても必ず届出を行っていただきますようお願いいたします。

5 提出先及び問い合わせ先

所管の各県事務所福祉課又は岐阜地域福祉事務所福祉課

県に対して提出する申請・届出については、令和7年2月から「電子申請・届出システム」による受付を開始しており、同システムによる提出も可能です。詳細については、以下の県ホームページをご確認願います。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5802.html>

健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係			
係長	河村	担当	信田
TEL	058-272-8298（直通）		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		